

「用途地域等の指定及び見直しの基本的考え方」（令和4年3月発表）を作成する際に募集した「市民意見の要旨と市の考え方」より抜粋

（市民意見は全部で157通。これは、電子申請による1通。同様の趣旨の意見が計32通ありました。対する「市の考え方」は同じものでした）

	意見の要旨	市の考え方
78	<p>第一種・第二種低層住居専用地域にドライブスルーのカフェができれば住民の暮らしがどうなるかを実際に報告させていただきます。</p> <p>20年前に家を建てました。5年前にコーヒーチェーン店ができました。ドライブスルーも営業しています。ドライブスルーにより、住民の暮らしの変化をお伝えします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渋滞が起きている。 ・ドライブスルー客にスタッフは大きな声でマイクを使って話しかけるため、朝から晩までうるさくて仕方がない。 ・ドライブスルー客が、ヘッドライトをつけているのでまぶしくて仕方がない。 ・営業は10時までだが1日中店のライトを煌々とつけているため、まぶしくて夜寝ることができなかった。ラブホテルのように煌々と明かりがついていた。カーテンを閉めても明かりが室内に入ってくるので睡眠不足になった。 ・朝6時前後に大きなゴミ回収車がやってくる。家の前に路駐して大きな音を立ててゴミ回収を行うためうるさくて毎目目が覚める。住民の駐車場前に車を止めるため、車を出すこともできない。 ・出口付近には右折禁止と看板があるが、客のほとんどはドリンク片手に右折する。看板などまったく見えていない。時間帯によっては誘導員が出口に立っているが、誘導員が左折でお願いしますと誘導しても右折でみな出ていく。 <p>ドライブスルーを第一種・第二種低層住居専用地域に作ることは住民の暮らしを便利にするどころか生活を不自由にしています。5年間ゆっくり眠ることができません。ドライブスルーを第二種低層住居専用地域に許可するのは禁止してください。住民の心からの願いです。</p> <p>ドライブスルーはコロナ禍でいい面もあります。しかし、ドライブスルーは商業地域や幹線道路沿いに許可していただきたいです。住民の睡眠まで妨害するドライブスルーは禁止してください。心からのお願いです。住民の立場に立ってみてください。住民は今の暮らしを守りたいのです。ドライブスルーにより、騒音、治安の悪化、睡眠妨害などは望んでいません。実際にドライブスルーができたことにより住民がどれだけ苦しんでいるか知ってほしいです。第二種低層住居専用地域にドライブスルーを条例で禁止していただきたく、よろしく願いいたします。</p>	<p>郊外住宅地の魅力向上の視点から、第二種低層住居専用地域では建築基準法に規定する日用品販売店舗や喫茶店等の多様な機能が立地するまちづくりの誘導を図ります。</p> <p>チェーン店の立地やドライブスルーの制限に関する御意見については、関係部署とも共有します。（具体的な建築物の用途の制限は建築基準法により規定されており、特定の建築物の用途、営業形態等を用途地域で制限することはできません。）</p>